

諮 問

琴浦町小学校適正規模・配置審議会
会 長 油 野 利 博 様

琴浦町教育委員会としては、琴浦町総合計画に掲げる将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を受け、「誇り高く心豊かな子どもを育む琴浦教育」の具現化をめざし、学校教育の推進・充実に努めているところです。

一方、私たちを取り巻く社会は、国際化や情報化、少子高齢化など大きく変わりつつある現状であります。

とりわけ本町の児童数の減少は、子どもたちの教育への影響も懸念され、次代を担う琴浦町の子どもたちの育成を図るための活力ある小学校教育のあり方について、検討することが求められています。

ついては、これらの諸課題に対応し、今後の本町の小学校教育の充実・推進を図るため、下記の点について、琴浦町小学校適正規模・配置審議会設置要綱第2条の規定により諮問します。

記

次代を担う琴浦町の子どもたちの育成を図るための活力ある小学校教育のあり方について

- 児童が減少する中であって、琴浦町の子どもたちの将来を見据えた小学校の適正な規模や配置のあり方

平成20年3月26日

琴浦町教育委員会
委員長 小谷 恵 造

【審議の観点】

[諮問事項]

次代を担う琴浦町の子どもたちの育成を図るための活力ある小学校教育のあり方について

- 児童が減少する中であって、琴浦町の子どもたちの将来を見据えた小学校の適正な規模や配置のあり方

[審議の観点]

児童が減少する中であって、琴浦町の子どもたちの将来を見据えた小学校の適正な規模や配置のあり方について

- ① 琴浦町としての適正な小学校の規模や学級定員のあり方
- ② 琴浦町としての適正な小学校の配置のあり方
- ③ それらに伴う様々な課題の改善に向けた取組みのあり方

学校・幼稚園関係への提言

琴浦町行財政改革審議会（平成19年10月3日 第2回提言）

[小学校の統廃合]

- 1 小学校の整理・統合は、少人数学級の弊害、競争力の低下などの教育面からも財政面からも緊急の問題である。
- 2 小学校は将来的には2校を目標とする。当面は、1学年複数クラスの編成を理想としながら、少なくとも少人数学級の解消に向け、東伯地区2校、赤碕地区2校とするなど段階的かつ早急に整理統合を進める。この場合、次の事項に留意すること。
 - (1) スクールバスの導入等通学が生徒の負担とならないよう、通学手段の確保について十分に検討すること。
 - (2) 新たな施設の整備または施設の維持管理において、無駄のない財政運営に努める。

[保育園・幼稚園の統廃合及び民間委託]

- 1 幼稚園と保育園とは、その保育の内容、受入れ時間等ほぼ同様である実態を鑑み一元化する。
- 2 将来的に保育園は、指定管理者制度の活用、公設民営あるいは完全に民間に委ねることを基本とする。ただし、地域的な問題等で民間事業者の参入が見込めない施設は、公立で運営するなど利用者の利便を図る。
- 3 公立保育園は、現在、定員が635人に対し475人の入所園児であること、及び今後とも園児の増加が見込めないことなどを踏まえ、施設を5施設に整理統合するとともに、1施設あたりの定員を90人程度とする。
- 4 施設の老朽化に伴い、早急な整備を要する施設については、次のとおり整理統合する。
 - (1) 八橋幼稚園と八橋保育園
 - (2) 逢東保育園と浦安保育園

琴浦町まちづくり委員会 総合生活部提言（平成19年8月27日 平成19年度第1回提言）

- 1 就学前からの一貫した教育体制を整備するとともに、保育園、幼稚園の統廃合を検討されたい。

また、町内の小学校の統廃合も併せて検討されたい。

- 2 事由等

町内の何処の保育園、幼稚園に通っても同じ教育課程が受けられるような体制を整備していただきたい。また併せて、保育園、幼稚園、小学校の将来あるべき姿を勘案して、指定管理者制度や民営化等を視野に入れた統廃合を行っていただくよう検討されるとともに、老朽した施設の整備を図っていただきたい。

また、小学校においては、少人数のクラスでは、順応性や社会性を育てにくいと思いますので、各一学年に二クラス以上となるような小学校の統廃合を検討していただきたい。

琴浦町議会行財政改革調査特別委員会（平成19年12月13日 報告）

Ⅲ 行財政改革事項

- 1 全般的関係事項

（3）民間委託や民営化などについて

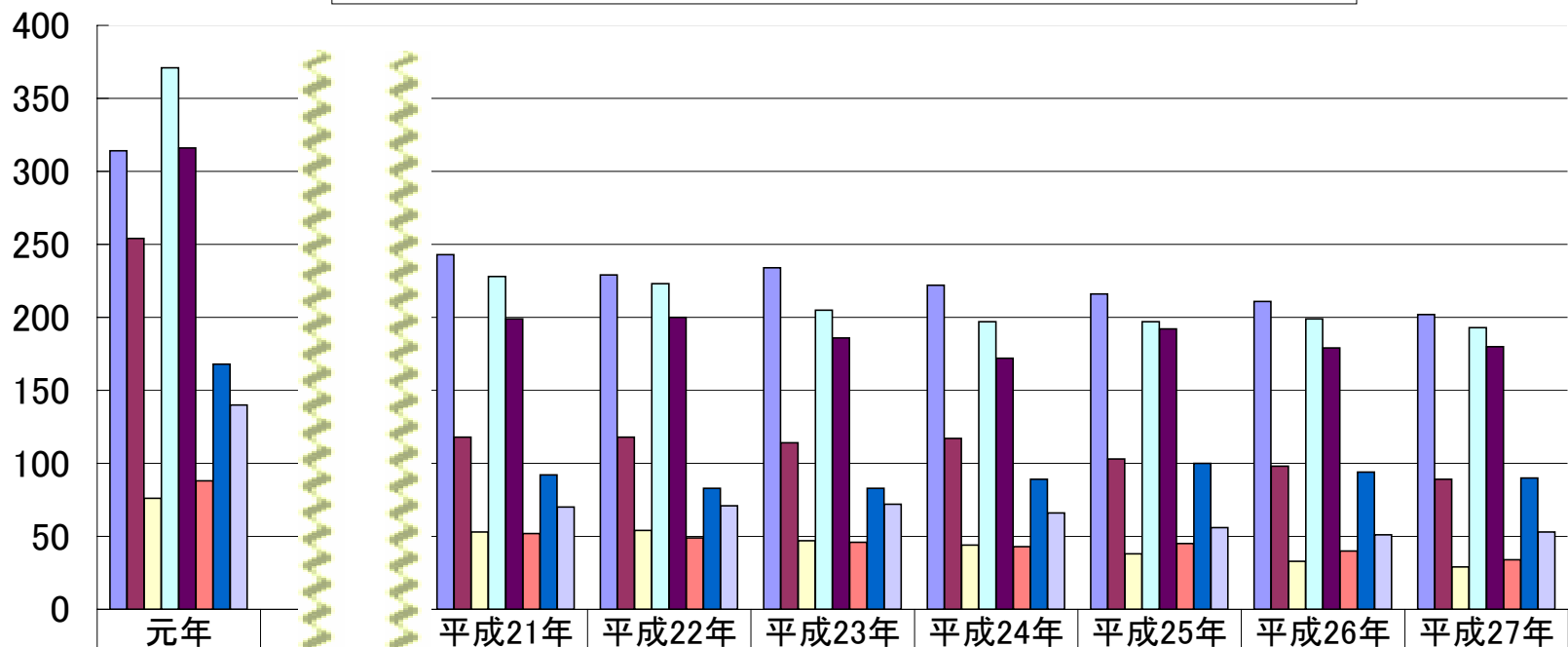
- ウ 保育園の統廃合などを含めて広く町民の意見を聞く機会を設ける。
- エ 少子化に伴って小学校の再編成と施設の有効利用について検討が必要である。

琴浦町小学校適正規模・配置審議会を開催経過

- 【第 1 回 H20. 3. 26】一諮問
- 【第 2 回 H20. 5. 14】一琴浦町内小学校視察
- 【第 3 回 H20. 7. 9】一活力ある小学校教育のあり方等について
 - 教職員アンケート…学校運営、学習活動、発達課題、施設整備、教員組織等
- 【第 4 回 H20. 9. 19】一活力ある小学校教育のあり方等について
 - 学校の経費と町財政について
- 【第 5 回 H20. 11. 14】一人間性、社会性を育てるための適正規模のあり方について
 - 琴浦町の財政状況について ○他町村の教育費について
 - 小中一貫教育について
- 【第 6 回 H21. 1. 20】一統合した場合の課題やその解決策について
 - ※ グループ討議
 - 4つの観点
 - A. 適正規模(学級、児童数)、個への対応
 - B. 跡地、施設、設備、地域との連携
 - C. 通学方法(距離、時間、安全)区域、通学手段、校区
 - D. 「ひと」組織
- 【第 7 回 H21. 2. 20】一4つの観点についてグループ討議(継続)
- 【第 8 回 H21. 3. 23】一4つの観点についてのグループ提案、発表
- 【第 9 回 H21. 4. 30】一グループ提案についての審議
- 【第 10 回 H21. 5. 25】一適正規模、配置案検討
- 【第 11 回 H21. 6. 25】一継続
- 【第 12 回 H21. 7. 29】一配置モデル案の作成、検討
- 【第 13 回 H21. 8. 26】一グループ(中学校区)による審議
- 【第 14 回 H21. 10. 9】一継続
- 【第 15 回 H21. 11. 9】一配置モデル案、答申案作成に向けて審議
- 【第 16 回 H21. 12. 21】一配置モデル案、答申案作成に向けて審議
- 【第 17 回 H22. 1. 21】一審議答申に向けての素案について審議検討

学校別児童数の推移(推計)

■ 浦安
 ■ 東伯
 ■ 古布庄
 ■ 八橋
 ■ 赤碕
 ■ 以西
 ■ 成美
 ■ 安田



	元年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
浦安	314	243	229	234	222	216	211	202
東伯	254	118	118	114	117	103	98	89
古布庄	76	53	54	47	44	38	33	29
八橋	371	228	223	205	197	197	199	193
赤碕	316	199	200	186	172	192	179	180
以西	88	52	49	46	43	45	40	34
成美	168	92	83	83	89	100	94	90
安田	140	70	71	72	66	56	51	53

資料

現有施設状況(H20.2現在)

		建(改)築年月	構造	面積	改修年月日	普通教室数
浦安小学校	本校舎	S41.2	R・3F	1,891m ²	H12.12耐震改修	12
	体育館	H20.2	R・1F	850m ²		
	特別校舎	S57.3	R・3F	894m ²	H19.10	
	プール	H17.5	FRP	25m6コース		
東伯小学校	本校舎	H7.10	R・3F	2,784m ²		10
	体育館	H7.10	S・2F	1,062m ²		
	プール	H7.10	FRP	25m6コース		
古布庄小学校	本校舎	S60.2	R・3F	1,665m ²		6
	体育館	S60.2	S・1F	706m ²		
	プール	H10.2	FRP	25m6コース		
八橋小学校	本校舎	S44.12	R・3F	2,090m ²	H17.11耐震改修	12
	体育館	H4.3	S・1F	883m ²		
	特別校舎	S58.2	R・3F	891m ²		
	プール	S46.7	FRP	25m7コース	H19.12	
赤碕小学校	本校舎	H4.8		3,732m ²		12
	体育館	H20.2	R・1F	800m ²		
	プール	S43.8	コンクリート+シート	25m6コース	町民プール	
以西小学校	本校舎	H11.3	S	1,496m ²		6
	体育館	S56.2	S	798m ²		
	プール	H7.6	FRP	25m6コース		
成美小学校	本校舎	H6.3	R・3F	2,388m ²		8
	体育館	H6.7	S・1F	1,027m ²		
	プール	H11.11	FRP	25m6コース		
安田小学校	本校舎	H1.2	R・3F	2,254m ²		6
	体育館	H2.2	R・1F(一部2F)	1,023m ²		
	プール	S42	RC+シート	25m6コース	H11シート等	

- * R=鉄筋コンクリート造
- * S=鉄骨造
- * 3F=3階建
- * 普通教室数

琴浦町小学校適正規模・配置審議会要綱

(設置)

第1条 琴浦町教育委員会は、琴浦町立小学校の適正な規模・配置等について審議するため、琴浦町小学校適正規模・配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、琴浦町の将来を見据えた小学校の再編を含む適正な規模・配置等について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数の範囲内で教育委員会が任命する。

- (1) 学校長代表 4人（小学校長3人 中学校長1人）
- (2) 小学校PTA代表 8人
- (3) 公民館長 3人
- (4) 区長代表 2人
- (5) 学識経験者 1人
- (6) 町民代表 4人

3 教育委員会は、町民代表から委員を委嘱するときは、公募を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第7条 会長は、会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項がある場合は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

(審議会の招集に関する経過措置)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定に関わらず、教育委員長が召集するものとする。

琴浦町小学校適正規模・配置審議会委員

(H20.3.1~H22.2.28)

	構成	異動	氏名	
1	小学校長代表	H20.3.1~ H21.3.31	難波孝幸	古布庄小学校
		H21.4.1~	松田洋子	
2			山本英明	八橋小学校
3		H20.3.1~ H21.3.31	松田洋子	安田小学校
		H21.4.1~	清水雅彦	
4	中学校長代表	H20.3.1~ H21.3.31	小椋照良	東伯中学校
		H21.4.1~	石賀敏	
5	小学校PTA代表		加登脇一彦	浦安小学校
6			倉本政寛	東伯小学校
7			奥山一範	古布庄小学校
8			坂本美幸	八橋小学校
9			表輝明	赤碕小学校
10			井上洋子	以西小学校
11			乗本幸恵	成美小学校
12			永田孝代	安田小学校
13	公民館長		山下旭	古布庄公民館
14			林原英機	八橋公民館
15			高力弘	以西公民館
16	区長代表	H20.3.1~ H21.3.31	谷田巖	東伯中学校区
		H21.4.1~	桑本詔司	
17			田中健文	赤碕中学校区
18	学識経験者		油野利博	鳥大地域教育学科
19	町民代表		石賀明美	東伯中学校区
20			藤井巳貴雄	東伯中学校区
21			小谷友幸	赤碕中学校区
22			松田秋子	赤碕中学校区